

授業科目名	音楽科教育法 I A, C	担当形態	クラス分け		
		開講学期	春学期		
担当教員	柴田 篤志	単位	2	年次	2
教職免許					
科目					
施行規則に定める科目区分又は事項等					

※教員免許状取得のための授業科目は、ブルーの項目についても記載があります。

### ＝授業のテーマ及び到達目標＝

#### テーマ

教育法Ⅲで主として学ぶ中学校音楽科、高等学校芸術科音楽(Ⅰ～Ⅲ)の授業運営に必要な知識と技術を、実際の授業実践に生かすことを学びます。

#### 到達目標

教育実習で立ち往生しない程度の状況対応力の取得、並びに授業実践・観察から授業の改善点を自ら見出すことが目標です。

### ＝履修の条件と学習の方法＝

教員になる、という意味が明確で一年間の抗議に遅刻・欠席をせず出席し続けることです。特に欠席することが成績におけるマイナスになりますので、体調を整えて臨んでください。一限の授業ですので、特に遅刻は厳禁です。これを継続できるかどうかを教員になれるための大きな資質と考えています。

### ＝授業の概要＝

模擬授業を主体とします。

教育課程についての学びを生かし、担当する授業の計画を立案します。

実際の授業においては、可能な限り実際の中学生・高校生を想定して下さい。

授業担当しないものにも各授業回ごとに役割を設定しますので、授業改善のための視野を広げることに努めてください。

第1回授業、第2回授業には必ず出席して下さい。単位の付与について重要な説明があります。両方とも欠席した者には履修を認めないことがあります。

### ＝授業計画＝

第1回 オリエンテーション、授業システムの説明(成績評価に関する)

第2回 模擬授業担当希望調査、授業システムの説明(模擬授業企画・運営に関する)

第3回 模擬授業担当・各回模擬授業での役割の決定、学習指導案雛形に関する解説

第4回 第1回模擬授業

第5回 第2回模擬授業

第6回 第3回模擬授業

第7回 第4回模擬授業

第8回 第5回模擬授業

第9回 第6回模擬授業

第10回 第7回模擬授業

第11回 第8回模擬授業

第12回 第9回模擬授業

第 13 回 第 10 回模擬授業

第 14 回 第 11 回模擬授業

第 15 回 第 12 回模擬授業、前期模擬授業総括(鑑賞指導とオーディオ機器に関して)

模擬授業は第 3 回授業で担当者一名を教育法Ⅱも含めて全 27 回分全て決定し、以降その授業担当者の行う模擬授業に生徒役(20 名ほど)と観察役という役割を定めて履修者全員が参加します。観察役には観察記録の提出を課し、成績評価の対象とします。模擬授業の講評は相互評価を用います。模擬授業の担当者とならなくても、生徒として模擬授業に参加しなくても、常に全員が模擬授業を“教材”として何らかの作業を行うことになります。

なお、生徒役、観察役は全員が年間に同じ回数を担当するように配分し、それぞれの役割につき異なるアウトプットを求めます。これらの提出物は一週から二週間には本人の手元に返却されます。授業計画立案力、授業運営能力などの向上に資することを期待します。

### **＝テキスト(必携)＝**

中学生の音楽 1、2・3 上、2・3 下、器楽(教育芸術社)

中学音楽 音楽のおくりもの 1、2・3 上、2・3 下、器楽(教育出版社)

### **＝参考書・参考資料＝**

教育芸術社、教育出版社、音楽之友社出版の高校音楽教科書

### **＝成績評価の方法と評価の基準＝**

教育法Ⅰの成績は基準が緩いとお考えください。単位履修の意思が潰えない限り、単位そのものは付与されますが、取り組みの姿勢と、教職への適性に鑑みて S A B C が区別されます。履修を取りやめない限り D は付かないと考えて戴いて結構ですが、特に B、C 評価の場合は教育法Ⅱの履修を再検討してください。続けて履修しても単位取得の可能性が低い、という警告になっています。

遅刻、欠席によるマイナスが大変に大きいことと、授業に参加していてもその意味・意義を理解していないものには得点加算がされません。

アウトプットとなる提出物は毎時必ずありますので、その時間で得た学びについて真摯に記述してください。

### **＝その他＝**

履修人数により若干の授業運営方法の変更があり得ます。重ねて書きますが、初回、第二回授業は必ず参加してください。